
応募書類様式等

1 学校名	応募書類			写真貼付
中学校	(中)職業相談票〔乙〕			
ふりがな 2 氏名	3 性別	4 生年月日 年 月 日 (満 歳)		
5 現住所 (郵便番号 -)				
6 学業成績	必修教科名	3学年	選択教科名	3学年
	国語			
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	保健体育			
技術・家庭				
外国語				
〔 〕段階評価		3段階評価		
7 出席状況		8 特別活動		
学年	欠席日数	主な理由		
1				
2				
3				
9 身体的状況		10 総合的な学習の時間		11 興味・特技
身長		cm		12 行動の状況
体重		kg		
視力	右	()		
	左	()		
聴力	右			
	左			
備考		録		
〔視力欄にA～Dが記入されている場合、 A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7 未満0.3以上、D:0.3未満を表す。〕		本人の特長を示すものに○印を付けるものとする。		
13 本人の長所・推薦事由等				
年 月 日		中学校長		
(所在地)		(電話番号)		
※安定所記載欄		受付番号		
(担当者印)		公共職業安定所		

(応募書類 その1)	資格等	校内外の諸活動	志望の動機	備考
	取得年月	興味・特技	資格等	備考

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

履 歴 書

写真をはる位置 (30×40mm)	性別	現在日	現在月	現在年	現在日
氏名	昭和・平成	年	月	日	(満 歳)
ふりがな					
現住所					
ふりがな					
連絡先					
(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)					
高等学校入学	年	月	日	年	月
学 歴 ・ 職 歴	年	月	日	年	月
平成	年	月	日	年	月
令和	年	月	日	年	月
平成	年	月	日	年	月
令和	年	月	日	年	月
平成	年	月	日	年	月
令和	年	月	日	年	月
平成	年	月	日	年	月
令和	年	月	日	年	月

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

〈参考〉一般求職者

一般求職者の応募に当たっては、「厚生労働省履歴書様式例」(p.68)をご参考ください。

〈問題の多い社用紙・エントリーシート等〉

社用紙（企業独自作成の履歴書等）やインターネット求人で見られるエントリーシート、さらには面接時の事前質問用紙などにおいて、本籍・出身地、家族状況、住居状況等や思想、生活信条、宗教等の就職差別につながるおそれのある質問項目が設けられている問題事例が数多く報告されています。

履歴書等の応募書類をはじめ、応募・選考段階で求める様々な関係書類において、こうした質問項目を設けることのないようお願いします。

◆「国籍・本籍・出生地・帰省先」

日本の社会において、人を雇う際に本籍を調べる習慣は、資本主義発展段階の初期においてでき上がったものと思われます。以来、大正、昭和とこのような人事の習慣は踏襲され、現在においても依然として同和関係者等に対する就職差別に大きな影響を与えていることを認識しなければなりません。

◆「自宅付近の略図」

会社側では、通勤経路の把握とか、採用後何かあったときの連絡等のためとしていますが、いずれも採否が決められ入社してから必要に応じて把握すればよいことで、選考段階では必要ありません。

◆「家族関係」（職業、収入、住居状況・環境等）

家族の職業については、「金銭を扱う仕事についてもらうので、親の職業がしっかりしたものでなければ」あるいは「同業者の子弟は、企業防衛上困る」といったことがよく言われます。これらを理由として家族の職業を聞き出すことは就職差別につながるおそれがあり、また、「親がこうだったから子もこうだ」といった考え方は、個人としての人権を尊重しようとする考え方であると言えます。

また、母子・父子家庭等の場合「健全な家族とは言えない」等の理由で採用選考から排除される事例もあり、家族の収入や住居状況・環境についても、同様のことが言えます。

◆「宗教」「支持政党」「尊敬する人物」「愛読書」

これらは、憲法で保障された個人の自由権に属する事項であり、これらを採用選考に持ち込むことは、基本的人権を侵すことであり厳に慎むべきことです。